

お城通り地区再開発事業について

【広域交流施設ゾーン整備に係る今後の基本的な考え方】

「小田原駅東口お城通り地区再開発事業広域交流施設ゾーン整備実施方針」に基づき、整備を着実に進めていくものとする。

主な実施方針の内容等

- 1 広域交流施設ゾーン整備に係る設計、建設、及び管理・運営については、事業施行者が担うものとする。
- 2 公共・公益施設に係る費用（建設費の一部、賃借料、維持管理費、運営費等）については、市が負担するものとする。
- 3 事業施行者の選定については、提案競技（プロポーザル）方式にて公募を行う。
- 4 提案協議参加資格及び提案書を審査するため、「小田原駅東口お城通り地区再開発事業広域交流施設ゾーン事業者選定委員会」を組織する。なお、要望・意見聴取等を目的として、選定委員会の附属組織を別途設置する。
- 5 事業施行者は、事業者選定委員会の審査により、優先交渉権者として選定後、事業協定の締結により決定する。
- 6 事業施行者の選定作業は、平成 28 年度中の事業協定締結を目途とし、速やかに進めるとともに、施設整備は、平成 31 年度半ばの完了を目指す。
- 7 広域交流施設ゾーン内の市有地及び民有地については、事業施行者と事業用定期借地契約を締結する。なお、民有地については、公有地化が望ましいことから、地権者からの買い取り申し出等に基づき、市が用地取得に努めるものとする。